

景観形成基準『色彩』に関する基準

色彩の基準については、周辺景観と調和するよう、日本工業規格(JIS)の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いて数値基準を定めるものとする。

- 1 この基準は、『市全域』及び『重要な景観形成地域』（ひょうたん島沿岸周辺、新町橋通り周辺、新町川沿岸周辺）に適用する。
- 2 外壁（外壁部分に設置される窓・ドア等も含む、以下同じ）等に使用する色彩は、下表に示す基本色のものを原則とする。
- 3 基本色以外の色彩（以下「強調色」という）を使用する場合は、各見付面積（ピロティ等空洞となる部分を除く、以下同じ）に対して、下表に示す使用面積制限を適用する。
ただし、各見付面において下表に示す強調色を2つ以上使用する場合には、使用する強調色のうち、最も厳しい使用面積制限を適用する。
- 4 無彩色は原則すべて基本色として取り扱う。
ただし、「無彩色又は有彩色（彩度1未満のもの）であり、かつ、明度3以下のもの」について、各見付面において下表に示す強調色と併せて使用する場合には、強調色として取り扱い上記3の基準を適用する。
- 5 『市全域』に該当するもののうち、行為地の用途地域が商業地域又は近隣商業地域に属する場合は、強調色の使用面積制限の20%を25%に緩和できるものとする。
なお、この場合、行為地が商業地域又は近隣商業地域以外とにまたがる場合は、行為地の過半が属する地域の基準を適用する。
- 6 この基準は屋外広告物（広告塔・広告板その他これらに類するもの）の広告表示面（徳島県屋外広告物条例に基づく許可が必要なものについては、当該許可を受け、許可書の写しを提出したものに限り）には適用しない。

マンセル値の表し方

(有彩色)	(無彩色)
<u>5</u> YR	<u>N</u> 7.5
(色相)	(明度)
<u>6</u> / <u>2</u>	
(明度)	(彩度)

色彩基準表（有彩色）

使用面積制限		基本色	強調色		
		制限なし ^{※1}	各見付面積の 20%以下とする	各見付面積の 10%以下とする	各見付面積の 5%以下とする
彩度	R	4以下	4超10以下	10超14以下	14超
	YR	4以下	4超10以下	10超14以下	14超
	Y	4以下	4超10以下	10超14以下	14超
	GY	2以下	2超8以下	8超12以下	12超
	G	2以下	2超6以下	6超10以下	10超
	BG	2以下	2超6以下	6超8以下	8超
	B	2以下	2超6以下	6超8以下	8超
	PB	2以下	2超8以下	8超12以下	12超
	P	2以下	2超6以下	6超10以下	10超
	RP	2以下	2超8以下	8超12以下	12超

※1 彩度1未満のものであり、かつ、明度3以下のものと強調色を併せて使用する場合を除く。

※2 無彩色については上記4の規定を適用する。